三　サンプリング補助者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
化学物質管理概論	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
個人ばく露測定概論	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリングに関する知識	一　作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実務に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
労働衛生関係法令	一　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリング	一　作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実務に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四　サンプリング補助者講習の業務を管理する者が置かれていること。

2　登録は、登録サンプリング補助者講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　事務所の名称及び所在地

（登録の更新）

第五十一条の十三　登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（新設）